



# うちなー健康経営宣言

第 370 号

令和 3 年 12 月 6 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

私たちは幸せになるために生まれてきました。日々の生活の中で、幸福度をあげるためには、心や身体の「健康」が必要不可欠です。日々の体調の変化、病気やケガ、そして老化をはじめ慢性的な体の不快な状態は、ある日突然訪れるものではありません。そこには必ず原因があり、予兆があるはずで、健康である為には「知識」と「対策」が必要であり、どのように健康が損なわれなくて行くかを考える事が一番大切です。一人ひとりに合った対策で体の歪みを調整することが予防と治療につながります。その人の性格・価値観・食事・運動・遺伝・ストレス・個人的、経済的、社会的な背景などをふまえ総合的な基礎医学の診断が必要となります。

WHOの健康の定義に基づき、身体的・経済的・社会的・精神的・宗教観も含め総合的なバランスを保つことが大切です。私たちは、真の健康づくりのサポートをしていきます。

一般社団法人ぎのわん健康支援センター 理事長 新川 重一

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康とは「病気ではない」「弱ってはいけない」ということではなく、肉体的にも、精神的にも、経済的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態のことである為、「普通の暮らしを幸せだ」と思える環境づくりに取り組んでいきます。
5. 健康づくりは一人ひとりの生活の背景を調べ、総合的な視点で取り組む必要がある為、恒常性（自然治癒力）を保つことの重要性に対する認知度を高めていきます。
6. 「ゆいの精神」を大事にし、お互いの尊厳を尊重しあう組織づくりを目指します。
7. 快楽や利便性を求めて「付け足していく」現代の生活様式から、人間に元来備わっている恒常性（自然治癒力）を重視し、「引いていく生活」を提言していきます。
8. 地域包括ケアシステムの中で「健康づくり」を担う薬剤師本来の役割を果たす為、個々の患者の背景を調べ、真の意味での健康づくりの為の計画を策定します。
9. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
10. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
11. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
12. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。